

認定こども園関係

認定こども園について

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条)

指摘されている項目	認定こども園の利用者に関する要件 (法第3条第1項第1号～第3号、第2項第1号～第2号)	認定こども園の施設の設備・運営に関する基準 (法第3条第1項第4号、第2項第3号)
現状	要件を法律で規定 (「満三歳以上の子どもの受入」など)	参酌すべき基準として条例委任
勧告の内容	条例委任(「従うべき基準」)	条例委任(「参酌すべき基準」の一層の弾力化・大綱化)
文部科学省の対応	厚生労働省の回答を踏まえ、今後、 <u>勧告通り「従うべき基準」として条例委任する方向で調整</u>	<u>既に「参酌すべき基準」として条例に委任されている。</u> ※現行の国の基準は「参考としての基準」を示しているだけであり、実際に独自の基準を定めている自治体もある。

認定こども園制度の概要

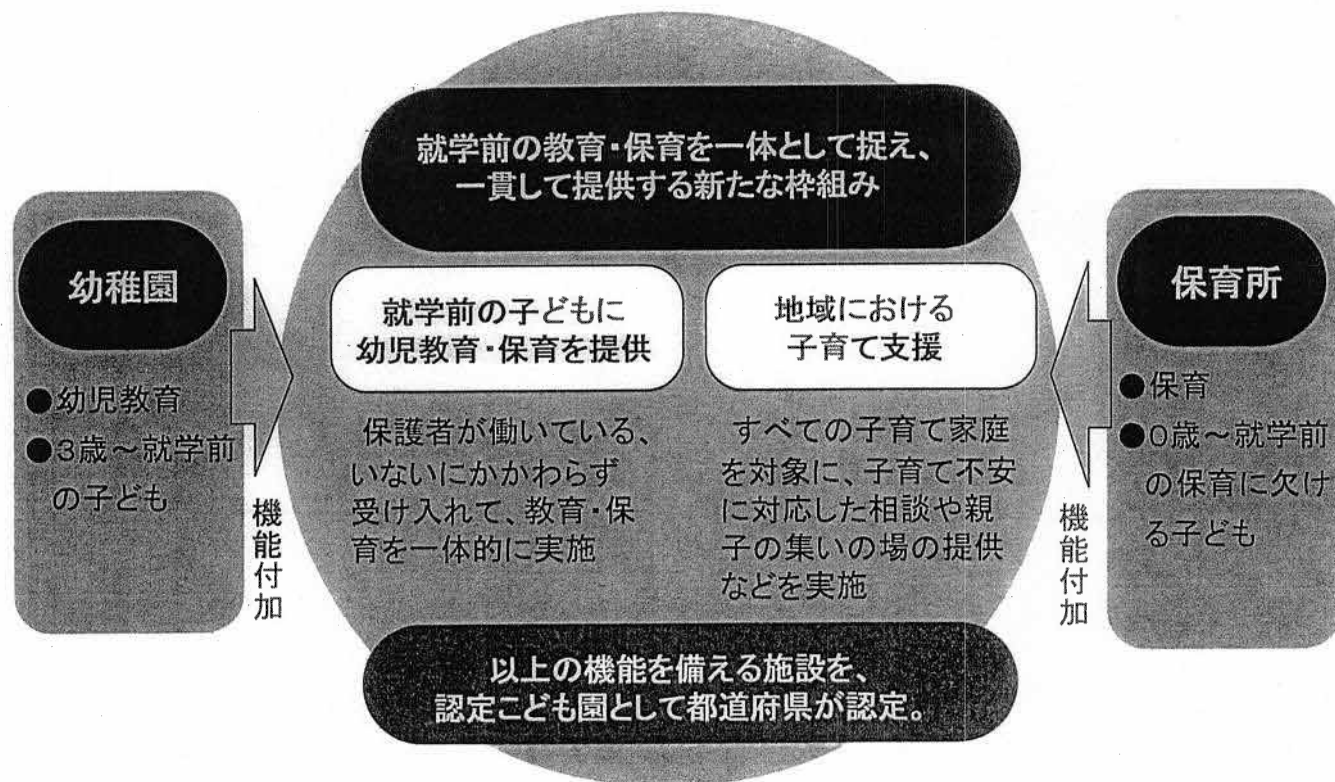
① 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

② 地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)

認定こども園の機能について



認定こども園のタイプ

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ